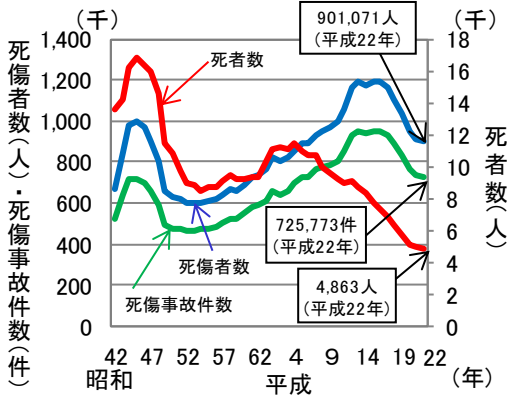


道路交通の安全施策

評価の目的・必要性

【交通事故死者数、死傷者数等の推移】



○我が国における総合的な交通安全施策は、第8次交通安全基本計画（計画期間：平成18年度～平成22年度）によって取組まれている。

○この基本計画に掲げられた諸施策のうち、国土交通省が重要な役割を果たす

- ①道路環境の整備事業
- ②事業用自動車の安全対策事業
- ③車両の安全対策事業

を対象として評価を実施し、これらの結果を今後の交通安全施策に反映させることにより、効果的かつ効率的な交通安全施策を推進することを目的とする。



道路環境の整備事業

事業用自動車の安全対策事業

車両の安全対策事業

対象施策及び施策の目的

①事故危険箇所

- ・幹線道路において、交通事故が特定の箇所に集中して発生している特徴を踏まえ、集中的な交通事故対策を実施する。

②あんしん歩行エリア

- ・生活道路において、面的かつ総合的な交通事故対策を集中的に実施する。

③自転車通行環境整備モデル地区

- ・今後の自転車通行環境整備の模範となる事業を実施するとともに、整備上の課題と対策を検証する。

事業用自動車は、1台あたりの走行距離が長く、また一旦事故が発生すると大きな社会的影響を及ぼすことから、その事故防止を図る。

①事業用自動車における運行管理制度の充実

- ・適切な運行管理、安全運転指導等による事故防止

②事業用自動車における監査・処分制度の強化

- ・道路運送法等の法令遵守状況の監査、監査結果に基づく適切な行政処分等による事故防止

平成18年度交通政策審議会報告書において車両の安全対策による交通事故削減目標を設定(平成22年までに死者数を年間2,000人、負傷者数を25,000人削減。)しており、かかる目標を達成すべく、以下の施策について有機的な連携を図りながら実施している。

①安全基準の整備

②ASV技術(予防安全技術)の普及促進

③自動車アセスメントによる安全な自動車の普及

評価の視点

①事故危険箇所、②あんしん歩行エリア

- ・着実な取組がなされたか
- ・事故対策の実施により、死傷事故件数を抑止できたか

③自転車通行環境整備モデル地区

- ・着実な取組がなされたか
- ・全国展開のために有益な課題等の知見が得られたか

(共通)事業用自動車の交通事故等の削減状況を確認

- ・交通事故死者数
- ・人身事故件数
- ・飲酒運転件数

①運行管理制度

- ・着実な取組がなされたか(運行管理者数)

②監査処分制度

- ・着実な取組がなされたか(監査件数・行政処分件数)

(共通)交通事故死者数及び負傷者数の削減状況を確認

- (個別)着実な取り組みがなされたかについて、下記のとおり実施
 - ・安全基準の整備状況を確認
 - ・ASV技術の普及状況を確認
 - ・過去と現在の自動車アセスメント試験結果の比較

主な課題

<道路交通環境の整備事業>

①事故危険箇所

- ・死傷事故を約3割抑止するという目標を達成。
- ・引き続き事故発生の危険性が高い区間を特定し、重点的な事故対策を進めていくことが必要。

②あんしん歩行エリア

- ・死傷事故を約2割抑止するという目標は概ね達成したものの、歩行者、自転車関連死傷事故の約3割抑止という目標は未達成。
- ・地域住民の理解、協力を得ながら対策を進める事が出来なかったことや事故の発生状況や特徴に応じた事故対策の立案が十分に実施されていないことが課題。

③自転車通行環境整備モデル地区

- ・各地区での取組において、一定の知見が得られつつあるものの、引き続き課題や解決策の検討を進めることが必要。

<事業用自動車の安全対策事業>

◎事業用自動車の交通事故等の削減

- ・交通事故死者数、人身事故件数、飲酒運転件数の各実績値は、着実に減少しているが、以下の観点から安全対策を強化する必要がある。

①事業用自動車における運行管理制度の充実

- ・事業用自動車は、乗客の生命、顧客の財産を預かっているにも関わらず、依然として飲酒運転等が発生していることから、運転者による飲酒運転等を確実に防止する。
- ・運転者の過労運転による事故を防止する

②事業用自動車における監査・処分制度の強化

- ・事故防止を図るため、事業者における法令遵守等の更なる安全体質の確立を目指す。

<車両の安全対策事業>

①安全基準の整備

安全基準の着実な整備に取り組んできた結果、車両の安全性は確実に向上してきているが、今後は電気自動車等の新技術の導入や少子高齢化の進展等に対応した基準の整備が必要。

②ASVによる予防安全技術の普及促進

実用化段階にある自律型のASV技術については、補助制度の創設、技術指針の策定、ASV技術の効果評価の実施等により普及促進を推進しているところ。

③自動車アセスメントによる安全な自動車の普及

衝突時等の被害軽減性能の向上により安全な自動車が普及してきているが、今後は、事故のそのものの低減について検討が必要である。また、歩行者対策が重要となっている。

今後の施策への反映

①事故危険箇所

- ・事故データ等の分析や市民との協働を通じて、集中的に対策を講じるべき事故発生の危険性が高い区間を選定し、重点的に事業を実施する「事故ゼロプラン（事故危険区間重点解消作戦）」を推進。

②あんしん歩行エリア

- ・地域住民と一体となった検討体制づくりや合意形成に関するノウハウの収集・提供、好事例箇所における知見の収集・提供、学識経験者や専門家との連携体制の構築支援等により、各地区の取組を支援。

③自転車通行環境整備モデル地区

- ・知見の収集を更に進め、当該知見を技術資料としてとりまとめ、地方公共団体に情報発信し、自転車利用環境の整備を支援。

◎事業用自動車の交通事故等の削減

- ・事故件数等は着実に減少していることから、これまでの取り組みを引き続き推進するとともに、今後更に以下についても取り組む。

①事業用自動車における運行管理制度の充実

- ・飲酒運転の防止に向け、平成23年4月より運転者の点呼時のアルコール検知器の使用を義務付け。
- ・運転者の過労運転の防止に向け、事業用自動車の運行記録計の義務付けの拡大を検討。

②事業用自動車における監査・処分制度の強化

- ・事業者における法令遵守状況等のチェック機能の強化のため、監査要員を増員し、必要に応じて監査方針、行政処分基準の強化等を検討。

①安全基準の整備

引き続き安全基準の整備を行うとともに、現在開催中の交通政策審議会の結果を踏まえて、少子高齢化等に対応するための安全基準等の検討・導入のあり方について検討していく。

②ASVによる予防安全技術の普及促進

今後は、更なるASV技術の普及を図る必要がある。

③自動車アセスメントによる安全な自動車の普及

今後は、歩行者保護の重要性の高まりをふまえ、平成23年度から歩行者脚部保護性能試験を導入するとともに評価試験項目の充実に伴いユーザーへより分かりやすい公表を行うために新たな衝突安全性能総合評価を導入する予定である。また、事故そのものの低減を図るため、先進安全自動車(ASV)関連技術の普及に対応した予防安全に関する評価の導入について検討を行う。